

◎更生医療について

更生医療は、身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療の支給を行うものです。

【対象となる障害と標準的な治療の例】

対象となる障害	症状	標準的な治療の例	
視覚障害	白内障	水晶体摘出手術	
	網膜剥離	網膜剥離手術	
	瞳孔閉鎖	穿孔閉鎖術	
	角膜混濁	角膜移植術	
聴覚障害	鼓膜穿孔	穿孔閉鎖術	
	外耳性難聴	形成術	
言語障害	外傷性または手術後に生じる発音構語障害	形成術	
	唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴うものであって鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者	歯科矯正	
肢体不自由	関節拘縮、関節硬直	形成術、人工関節置換術等	
内部障害			
	心臓	先天性疾患	弁口、心室心房中隔に対する手術
		後天性疾患	ペースメーカー埋込み手術
	腎臓	腎臓機能障害	人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む）
	肝臓	肝臓機能障害	肝臓移植術（抗免疫療法を含む）
	小腸	小腸機能障害	中心静脈栄養法
免疫	HIV による免疫機能障害	抗 HIV 療法、免疫調節療法、その他 HIV 感染症に対する治療	